ＯＳＡＫＡ求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により府内の雇用情勢が悪化している状況において、大阪府（以下「府」という。）と民間人材サービス事業者が協働して求職者支援を実施することにより、事業主の採用意欲を高め、求職者の早期就職と職場定着を実現することを目的として、ＯＳＡＫＡ求職者支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）の設置及びその運営並びに民間人材サービス事業者の登録等に関して必要な事項を定める。

（構成）

第２条　コンソーシアムは、府及び第５条の手続きにより登録された民間人材サービス事業者（以下「登録事業者」という。）で構成する。

（役割）

第３条　第１条の目的を達成するため、府と登録事業者は、協働して次の活動を行う。

（１）　府の役割

ア　大阪府緊急雇用対策特設ホームページの設置及び管理運営

イ　大阪府資格取得等人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の支給

ウ　その他目的達成のために必要な活動

（２）　登録事業者の役割

　　ア　「ＯＳＡＫＡ求職者支援コンソーシアム　コロナ禍等における求職者全力応援宣言」の表明

イ　登録事業者が有する求人掲載サイトに大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載する求人特集を作成し、令和６年３月31日まで掲載すること。

ウ　求職者に対する就職支援、事業主に対する採用・職場定着支援のほか、補助金など大阪府の雇用施策の周知に努めること。

　（登録事業者の要件）

第４条　登録事業者になることができるものは、次の要件のいずれも満たすものとする。

（１）　職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第10号に定める職業紹介事業者であること。

　（２）　「ＯＳＡＫＡ求職者支援コンソーシアム共同宣言」に賛同していること。

　（３）　当該登録事業者の求人掲載サイトを有していること。

（４）　次のいずれにも該当しない者であること。

　　ア　過去１年間に、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

　　ウ　従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

　　エ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

　　オ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

（登録の申込み）

第５条　登録事業者になろうとするもの（以下「登録申込者」という。）は、「ＯＳＡＫＡ求職者支援コンソーシアム登録申込書（様式１）」に必要事項を記載のうえ、有料・無料職業紹介事業許可証の写しその他府が必要と認める書類を添えて、府商工労働部雇用推進室あて申込みを行う。

（登録の決定通知）

第６条　府は、登録申込者から前条による申込みがあった場合において、第４条に掲げる要件に該当すると認めるときは、登録申込者に登録を決定したことを通知する。

２　府は、登録申込者が第４条の要件に該当すると認められないときは、登録申込者に登録しないことを決定したことを通知する。

３　府は、登録申込者からの申込みの可否を判断するにあたり、申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することがある。

（登録事業者の公表）

第７条　府は、必要な範囲で登録事業者の情報を公表する。

（登録の変更）

第８条　登録事業者は、「ＯＳＡＫＡ求職者支援コンソーシアム登録申込書（様式１）」その他申込書類の内容に変更があったときは、速やかに「変更届出書（様式２）」を府に届け出るものとする。

（登録の解除）

第９条　登録事業者は、コンソーシアムへの登録を解除しようとするときは、「登録解除届出書（様式３）」を府に届け出るものとする。

（登録の取消）

第10条　府は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、その旨を当該登録事業者に通知する。

　（１）　登録事業者から登録解除の届出を受理したとき。

　（２）　申込内容に虚偽が判明したとき。

　（３）　第４条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。

　（４）　その他府が登録事業者として適格でないと判断したとき。

２　前項の規定により登録が取り消され、登録事業者に損害が発生した場合であっても、府はその賠償の責を負わないものとする。

（補助金に関する照会への回答）

第11条　府は補助金の支給にあたって登録事業者に対し以下の照会を行う。府から照会があった場合は、登録事業者は速やかに回答するものとする。なお、登録事業者でなくなった後も同様とする。

　（１）　補助金を申請した事業主の求人情報について、第３条（２）イの求人特集に掲載された実績の有無

　（２）　その他府が必要と認めた事項

（コンソーシアムの設置期間）

第12条　コンソーシアムの設置期間は令和２年10月１日から令和６年３月31日とする。

（事務局）

第13条　コンソーシアムの事務局は、大阪府商工労働部雇用推進室に置く。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等について必要な事項は、府が別に定める。

附則

　この要綱は、令和２年10月１日から施行する。

　この要綱は、令和３年11月30日から施行する。

　この要綱は、令和３年12月１日から施行する。

この要綱は、令和４年 ４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年 ７月１日から施行する。

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

この要綱は、令和５年 ４月１日から施行する。